

EU External Representation の基本構図

大 隈 宏

I はじめに

2011年5月、国連総会は Participation of the European Union in the Work of the United Nations と題する決議を採択した¹⁾。それは1974年10月、国連総会におけるオブザーバー資格を認められていた EU (厳密には EC < EEC >) に対して、Enhanced Observer Status、すなわちより高度のオブザーバー資格を付与するものであった。

<賛成180, 反対0, 棄権2, 欠席(投票権不行使)10>で採択された同決議は、本文および付属書から構成されており、その骨子は、以下のとおりである。まず本文においては、冒頭で国連と地域的機関との協力関係の重要性が謳われ、そのうえで以下の諸点が確認された。(1) EU加盟国は、これまで輪番制に基づき EU 閣僚理事会議長国に委ねられてきた EU の対外的代表権限を、欧州理事会常任議長、EU 外務・安全保障政策上級代表、欧州委員会、および EU 代表部に付与している。(2) 国連総会は、政府間組織体であり、そのメンバーは、国連に加盟する国家に限定される。(3) EU の代表が、オブザーバーとしてどのようなかたちで国連総会の諸活動に参加を認められるかについては、付属書に規定されるとおりである。(4) 他の地域的機関が EU と同様の申請を行った場合には、本決議の付属書に準ずるものとする。

ついで付属書において、国連総会におけるオブザーバーとしての EU の Enhanced Participation が、以下のように確認された。(1) EU は、発言者リストに登録される。(2) EU は、総会における一般討論に参加するよう招聘

される。(3) EU は、コミュニケーション(文書)を総会文書として直接回覧に付すことを認められる。(4) EU は、口頭で提案を行ったり、修正意見を表明することを認められる。ただしそれが投票に付されるのは、EU 加盟国から要請があった場合に限られる。(5) EU は、ひとつの議題に関して一度に限り、EU の基本的立場について答弁権を行使することを認められる。(6) EU は、議事進行に関する発言権、投票権、決議案や決定に対する共同提案権、および総会役員への立候補の権利を保持しない。

それでは、この総会決議の採択について EU 自身はどのような評価を行ったのであろうか。総会議場で採択の瞬間を見守った、EU 外務・安全保障政策上級代表アシュトン(Ashton)は、次のようなステートメントを発表した²⁾。

(1) 本決議の採択は、リスボン条約に基づく EU の制度的発展を考慮に入れるものであり、大いに歓迎する。(2) 本決議の採択により、将来 EU が国連において、加盟国の合意のもとに、EU としての独自の立場を表明し、その実現を図ることが可能となろう。(3) リスボン条約は、多国間主義に基づいて世界的課題の解決を図ろうとするものであり、国連憲章の諸原則に強くコミットしている。(4) 本決議の採択により、EU と国連との協力関係をいままで以上に整合的かつ効果的なものとするのが可能となろう。

同様に、ファンロンパイ(Van Rompuy)欧州理事会常任議長も、決議の採択を歓迎して、次のようなステートメントを発表した³⁾。(1) 本決議の採択により、EU は、国連総会において発言権を確保することになる。(2) 本決議の採択は、リスボン条約の発効により、欧州理事会常任議長、EU 外務・安全保障政策上級代表、欧州委員会、および EU 代表部が、対外的に EU を代表するものになったという事実を、国連総会が確認するものである。(3) 本決議の採択は、国連において EU が、グローバル・アクターとして認知されるうえでの重要な成果である。

このような当事者による高い評価(いうまでもなくそれは高度に外交的な言辞でもあるが・・・)とは対照的に、総会決議をきわめてシニカルに捉える見方も存在した。たとえば、Jan Wouters et al. は決議採択直後の論考において、EU の Enhanced Observer Status (Super Observer Status) の獲得を次のように論じた⁴⁾。(1) 本決議の採択は、国連における EU の外交的勝利などといえるものではない。それは、せいぜいのところ国際機関において EU のはたす役割を強化しようとする一連の外交努力の第一歩にすぎない。(2) EU は、最

高度の政治レベルにおいて、あらゆる力を動員して総力で決議の採択に邁進した。しかしその結果は、EU が目指した所期の目的を満たすものではなかった (hollow victory)。(3) EU が追求したのは、リスボン条約の諸規定および精神に則り、国際場裏において、グローバルな行動主体として EU の影響力および存在感を改善・強化することであった。しかし総会決議の採択により EU が勝ち得たのは、EU というネームプレートのもとで、みずからの見解を表明する権利にとどまった。EU は、依然として加盟国の後塵を拝する、二次的存在 (backseat) としての地位に留め置かれた。(4) 本総会決議の採択をめぐる一連の交渉過程は、国際社会において EU がグローバルな行動主体として認知されるまでには至ってはいないという現実を示すものであった。

本稿は、内的発展を動因として、それとほぼ平行なかたちで模索されていった EU のグローバルな行動主体への変容 (外的発展)、およびそれともなう EU External Representation の変遷過程に焦点を当て、とくに制度論の観点からその基本構図を浮き彫りにしようと試みるものである。具体的には、リスボン条約をひとつの到達点と位置づけ、地域統合体としての EU の External Representation の制度変容を概観しようとするものである。

II ローマ、マーストリヒト、そしてリスボンへの道程

Hard Regionalism vs. Soft Regionalism というディスコース/二分法に象徴されるように、地域主義の発現形態は決して一様ではない。すなわち、一方の極には、EU に代表される Hard Regionalism が、他方の極には、ASEAN に代表される Soft Regionalism が佇立し、両者は対極概念として相対峙している。そして、両者を分かつのが、百花斉放しながら、二つの理念系との間に微妙な距離を維持し、独自のアイデンティティを模索する、地域主義の多彩な連続体 (continuum) である。

ところで Hard Regionalism とは、厳格な法的・制度的枠組みを構築し、それを担保 (保障措置) として、トップ・ダウン方式で地域統合 複数の国家間における、主として経済分野における、国家の枠を超えた協力関係 を展開しようとするものである。これとは対照的に Soft Regionalism とは、あくまでも国家の自主性 / 主体性を前提として、ボトム・アップ方式で地域統合の漸

進的展開を図るものである。たとえば、1989年11月に発足したAPEC（アジア太平洋経済協力〔閣僚〕会議）は、APEC Way of Regionalism の名のもとに、(1)開かれた地域協力、(2)協調的・自主的な行動、(3)コンセンサスに基づく運営を主導原理とするものであるが、その背景には、EU Way of Regionalism を Hard Regionalism として批判し、それを反面教師として地域主義の Alternative Model、すなわち Soft Regionalism の道を模索するものであった。

それでは、Hard Regionalism の原型（プロトタイプ）、すなわち先駆的モデル、ひいては最高度に発展したモデルとも看做されるEUは、どのような発展過程を辿ったのであろうか。その軌跡は、加盟国間における不断の条約改定交渉の過程として特徴づけられる。すなわち、<1957年から1980年代半にかけての時期においては、とりたてて大きな動きはみられなかった。しかしながら1980年代半以降、条約改定交渉はごく一般的となり、1986年：単一欧州議定書、1992年：マーストリヒト条約、1997年：アムステルダム条約、2001年：ニース条約、2007年：リスボン条約が調印されるに至った⁵⁾>のである。その背景には、第一に、EUが新たな現実にキャッチ・アップし、さらに新たに設定される目標を達成するためには、条約の定期的な見直しが不可欠であった。第二に、条約はあくまでも一時的／暫定的な到達点でしかなかった。というのもそれは、EU加盟国間に繰り広げられた<政府間交渉>における政治的妥協の産物であり、それが一定の安定解へと収斂するためには、継続的な改定交渉が不可避であった　という厳しい現実が存在したのである⁶⁾。

2007年3月、ローマ条約調印50周年を祝う記念式典においてEU27カ国首脳は、崇高な共同宣言を採択した⁷⁾。それは、欧州憲法条約の挫折（2005年5月/6月、フランスおよびオランダにおける国民投票での否決）を乗り越えてあらためてHard Regionalism への道を邁進しようという決意（それは、2007年12月、リスボン条約の調印として結実した）を次のように再確認するものであった。

EUは、開放性（の原理）、および加盟国の意思に基づき、引き続き域内における発展強化に向けて邁進する決意である。域外においてもEUは、民主主義、安定、および繁栄を促進すべく、引き続き努力を積み重ねる決意である。欧州統合により、古い世代の人々にとっては夢物語と思われていたことが現実となった。歴史が教えるように、われわれは、将来の世代

のために、欧州統合の成果を擁護しなければならない。そのためには、われわれは時代の流れに取り残されることのないように、不断の努力を通じて、EU 政治システムを再編成することが必要である。ローマ条約の調印から 50 年を経過したこんにち、われわれが一致団結して、2009 年に予定されている欧州議会選挙までに、EU としての新たな共通基盤を構築しようとしているのは、まさにこのような理由による⁸⁾。

また欧州委員会が 2011 年に公刊した『EU を知るための 12 章』において、筆者であるパスカル・フォンテーヌは、欧州統合の父とよばれるジャン・モネのアシスタントを務めた自己の経験を踏まえて、「グローバル化する世界における欧州のアイデンティティと多様性」と題して、欧州統合の歴史的意義と直面する課題を、次のように指摘した。

長い目で見ればすべての EU 加盟国が恩恵を享受しています。欧州統合の 60 年の歴史を振り返れば、EU が全体として、部分の総和以上の力を発揮していることは明らかです。EU が一団となって行動することによって、加盟国がそれぞれ単独で行動した場合よりもはるかに大きな経済的・社会的・技術的・商業的そして政治的な影響力を發揮することができます。EU が一致協力して行動し、ひとつの声で発言することにより、付加価値がもたらされたのです⁹⁾。

現代の世界では、中国、インド、ブラジルといった新興国が、超大国アメリカと肩を並べようと動き始めています。EU 加盟国が力を合わせて社会を変えうる力を持つ「クリティカル・マス」へと成長し、国際社会での影響力を持ち続けることが、これまでになく重要になっています。

EU はどのように影響力を行使しているのでしょうか。

世界の主要貿易主体である EU は、153 カ国(独立の関税地域を含む) が加盟する世界貿易機関 (WTO) や国連の気候変動会議といった国際交渉の場において、重要な役割をはたしています。

人々に影響を及ぼす環境保護、再生可能エネルギー資源、食品の安全における「予防原則」、バイオテクノロジーの倫理的側面、絶滅危惧

種の保護といった、センシティブな問題に対しても、EU は、立場を明確にしています。

地球規模での温暖化対策においても先頭に立ち続けています。EU は 2008 年 12 月、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 20% 削減することを独自に単独で表明しました。

「団結は力なり」とは、まさにこんにちの欧州の状況を端的に言い表す格言です¹⁰⁾。

そのうえでフォンテーヌは、「価値」と題して、EU が希求する諸価値を、次のように総括した。

EU は、人道主義的かつ進歩主義的な価値を世界に広めたいと願っています。世界が大きく変化するなか、人類が変化の犠牲になるのではなく、その恩恵を享受できるようにすることも EU の願です。人々のニーズは、市場の力や、一国による単独行動で満たされるものではありません。

したがって、EU は、人類社会のひとつのあり方と、市民の大多数が支持するひとつの社会モデルを表象しているといえるでしょう。欧州の人々は、人権に対する信念、社会的連帯、自由企業体制、経済成長の成果の公正な分配、良好な環境の下で生きる権利、文化・言語・宗教における多様性の尊重、伝統と進歩の調和など、過去から現在へと受け継がれてきた豊かな価値観を守り続けています。

2000 年 12 月にニースで採択された EU 基本権憲章は、2009 年 12 月 1 日のリスボン条約の発効を受けて、法的拘束力をもつ取り決めとなりました¹¹⁾。

それではこのように新たな Global Actor へと飛躍を遂げつつある EU それは、Hard Regionalism の先駆的モデルとして External Representation の制度化に向け、どのように法的根拠規定の整備・拡充を図っていったのであろうか。その過程は、以下の軌跡からも窺われるように、先行する現実に対する後追い

(追認)という、跛行的発展の道を辿るものであった。

そもそも EU による External Representation の制度化は、関税同盟・共同市場を志向する EEC (EC) が発展の過程 (貿易 / 通商関係の促進や開発協力政策の推進) で、必要に迫られてモザイク的に積み重ねていったものであり、本来、それ自体で目標価値を具現するものではなかった。とはいえやがてマーストリヒト条約 (Maastricht Treaty) の締結 (1992 年 2 月 / 発効は 1993 年 11 月) による EC から EU への質的大転換を転機として、EU の External Representation は、外発的發展から内発的發展へと大きく変貌していった。というのも欧州連合条約を正式名称とするこの条約は、新たな目標として、EU 全体としての共通外交安全保障政策 (CFSP, Common Foreign and Security Policy) の追求を掲げるものであり、その結果、External Representation は手段価値にとどまらず、目標価値をも付与されるに至ったからである。こうして、アムステルダム条約 (1997 年 10 月調印 / 1999 年 5 月発効)、ニース条約 (2001 年 2 月調印 / 2003 年 2 月発効) という一連の改定条約の締結を通じて、EU による External Representation の法的基盤整備は着実に進展していった。2007 年 12 月、リスボン条約の調印およびその発効 (2009 年 12 月) それは、こうした EU による External Representation の制度化過程のひとつの到達点であり、また新たな飛躍に向けた第一歩でもあった。以下、ローマからマーストリヒト、そしてリスボンへと至る道程を俯瞰してみよう¹²⁾。

(1) ローマ条約

工業製品を対象とする < 関税同盟 >、および農産品を対象とする < 共同市場 > の段階的構築。これが EEC の基本構造 (二本柱) であり、1957 年 3 月に調印されたローマ条約 (EEC 設立条約 / 発効は、1958 年 1 月) では、第 3 条において、そのための具体的な活動が 11 項目 (a-k) にわたり列挙された。いうまでもなく、それらは第一義的には、加盟国間における域内協力関係の促進を目的とするものであった。とはいえそれは域内で完結するものではなかった。それは程度の差こそあれ、おのずと域外国際環境との間の < 関係 > の構築を不可欠とするものであった。とりわけ関税同盟の構築は、自由貿易地域の構築とは異なり、「第三国に対する共通関税および共通通商政策の設定」(第 3 条 b 項) を基本的属性としており、EEC が域外国際経済環境との間にどのような < 関係 > を展開するか それ如何によっては、関税同盟としての EEC の

存在意義そのものを国際社会から厳しく問われかねないものであった。というのも、<No More 1930s>を主導原理として構築された GATT 多角的・開放的・自由貿易体制のもとでは、一方的な経済的武装化 (Economic Armament) は諸悪の根源として断罪され、GATT 第 24 条との整合性という留保条件のもとでのみ関税同盟の設立が容認されたからである。また第 3 条 k 項では、フランスの強硬な主張により、「貿易を拡大し、かつ、経済的および社会的発展とともに推進することを目的とする海外の国および領域の連合」が、EEC の活動としてつけ加えられており、その意味でも EEC の対外関係を支える法的根拠規定が求められていた。こうして設けられたのが、通商政策に関する諸規定(第 110 条 - 第 116 条)である。それは、EEC 対外関係の基盤を構成する中核規定であり、それを補完するのが連合 (Association) の設立を規定した第 238 条、および国際組織との関係を謳った諸規定 (第 228 条 - 第 231 条)であった。その概要は、以下のとおりである¹³⁾。

ローマ条約第 3 部では、共同体の諸政策が規定された。その第 2 編は、経済政策に関する規定であり、その第 3 章において、共通通商政策 (CCP, Common Commercial Policy) が、次のように規定された。

第 110 条 構成国は、相互間に関税同盟を構築することにより、共通の利益に応じて世界貿易の調和のとれた発展、国際貿易上の制限の漸進的撤廃および関税障壁の引下げに寄与するものとする。

第 111 条 1 構成国は、過渡期間の終了までに、外国貿易に関する共通政策を実施するために必要な条件が満たされるように第三国との通商関係の調整を行う。委員会は、共同行動の実施のため、過渡期間の間適用されるべき手続および通商政策の統一に関する提案を理事会に提出する。2 委員会は、共通関税に関する第三国との関税交渉のため、理事会に対して勧告を提出する。理事会は、委員会がこのような交渉を開始することを許可する。

第 113 条 1 過渡期間の終了後、共通通商政策は、とくに関税の改正、関税協定および通商協定の締結、自由化措置の統一、輸出政策並びにダンピングおよび補助金の場合にとるべき対策を含む貿易上の防御措置に関して統一的原則に基づくものとする。2 委員会は、共通通商政策を実施するため、理事会に対し提案を行う。3 第三国との協定が交渉を必要とするときは、委員会は、理事会に勧告を行い、理事会は、委員会が必要な交渉を開始することを許可する。

第 116 条 構成国は、過渡期間が終了した後は、共同市場にとってとくに利害関係があるすべての問題について、国際経済組織の枠内において常に共同行動をとるものとする。このため、委員会は、この共同行動の範囲および実施についての提案を理事会に提出し、理事会は、特定多数決によりこれを決定する。

ところで、全 248 条から構成されるローマ条約第 6 部は、「一般規定および最終規定」であり、その第 238 条では、連合の設立が次のように謳われた。

共同体は、第三国、国家連合または国際組織と、相互的な権利および義務、共同の行動並びに特別の手続きを含む連合を設立する協定を締結することができる。この協定は、理事会により、総会と協議の後、全会一致で締結される。

さらに第 6 部では、国際組織との関係の維持・構築についても、以下のように謳われた。

第 228 条 1 この条約の規定が、共同体と一若しくは二以上の国または国際組織との間の協定の締結を想定している場合には、この協定の交渉は、委員会によって行われる。

第 229 条 委員会は、国際連合、その専門機関並びに GATT との間に適切な関係を維持しなければならない。委員会は、さらにあらゆる国際組織との間に、適切な関係を維持するものとする。

第 230 条 共同体は、欧州審議会 (Council of Europe) との間にあらゆる適切な協力関係を構築するものとする。

第 231 条 共同体は、OEEC (欧州経済協力機構) との間に密接な協力関係を構築するものとする。

1986 年 2 月、単一欧州議定書 (SEA: Single European Act) が調印された(発効は、1987 年 7 月)。それは直接的には、「1992 年プログラム」、すなわち <1992 年末までに、残存する非関税障壁を撤廃して、域内市場統合を完成する> ための法的基盤整備 (ローマ条約の改定) を目的とするものであり、機構改革: 閣僚理事会における特定多数決制の対象範囲拡大、EC 共通政策の拡大: 社会政策・研究技術開発政策・環境政策・等、新たな活動領域へのスピルオーバー、EC 政治協力の強化: 欧州外交政策の統一的/一体的追求の明文化を骨子とするものであった。とはいえそれは、以下のように、EU の External Representation に波及効果 (変化) をもたらすものであった¹⁴⁾。具体的には、ローマ条約改定の一環として、180

条 N において、＜共同体は、研究技術開発の分野において、第 228 条の規定に基づき、第三国または国際組織との間に、協力関係の構築に向けた協定を結ぶことができる＞旨が謳われた。また 第 130 条 R においても、＜共同体は、環境政策の分野において、第 228 条の規定に基づき、第三国または国際組織との間に、協力関係の構築に向けた協定を結ぶことができる＞旨が謳われた。さらに、「外交政策の分野における欧州協力に関する規定」(第 III 編)においては、＜共同体加盟国は、共同して「欧州外交政策」を策定し、実施する。共同体加盟国は、国際組織や国際会議において、共通の立場を構築するよう努力する＞旨が謳われた。それは、「1970 年以來、EC 3 条約の枠外で構成国の間で推進されてきた外交政策分野での協力の慣行を、はじめて条文化(するものであった)¹⁵⁾」。ただしそれは、EC 条約には組み入れられず、議定書における規定にとどまった。

(2) マーストリヒト条約

欧州連合条約 (Treaty on European Union) これがマーストリヒト条約の正式名称である。周知のように、同条約の締結は、「1992 年プログラム」の成功によりユーロペシズムを一掃し、自信を取り戻した EU (厳密には、当時は EC) が、統合を深化・拡大させて、更なる飛躍を図ろうとする法的/政治的な決意表明に他ならなかった。というのも、単一欧州市場 (SEM, Single European Market) の構築という野心的な試みは、予想外に順調に進行した。その結果、EU は時を置かずして、市場統合の最終段階とほぼ並行して、新たな課題を「発見」し、それを追求することを余儀なくされたのである。すなわち、「1992 年プログラム」の成功は、次のように、その更なる発展に向けた十分条件の充足という新たなニーズの追求を促すものとなり、EU は単一欧州市場の内実化に向けて歩を進める (Re-launch) こととなったのである¹⁶⁾。 単一欧州市場の利益を十分に開花させ、それを享受するためには、＜経済通貨同盟＞の構築が不可欠である。 単一欧州市場の形成は、負の副産物と無縁ではない。したがって、そのインパクト (打撃) を緩和・軽減するために、統合の＜社会的次元＞に十分配慮する必要がある。 単一欧州市場の形成は、国境を越えた犯罪、麻薬の密輸や人身売買、国際的テロ、大規模な人の移動・・・等を加速することとなる。したがって、それに対処するためには、新たに共同体レベルにおける効果的な「国境」管理システムを構築することが必要である。

EC 共通政策の対象領域の拡大により、いままで以上に、EC の民主的運営を確保する（Democratic Deficit の解消）ことが重要となった。このような新たな域内環境の出現は、そもそも域内市場統合の完成というきわめて限定的な目的のために調印された単一欧州議定書の存在意義を希薄にするものとなった。すなわち、単一欧州議定書は、あくまでもひとつの通過点として位置づけられ、それをバネとして更なるステップ・アップ 新たな法的枠組みの構築が強く求められたのである。

ところで、このような域内環境の変化（新たな統合アジェンダの登場）と連動するかたちで、EU に対して新条約の締結を促す要因となったのが、以下のような、域外環境の変化であった¹⁷⁾。 <ベルリンの壁>の崩壊（1989年11月）に象徴される東欧諸国の体制転換は、EU に対して新たな対中・東欧諸国政策の構築を促した。東西両ドイツの統一（1990年10月）によるドイツの<超・大国化>は、EU 加盟国に対して、<統合のスピードアップによるドイツの囲い込み>という新たな統合戦略の必要性を痛感させた。ソ連の崩壊（1991年12月）は、ヨーロッパの将来を不透明なものとし、ヨーロッパの安定確保のためにも、EU の強化が強く求められた。東西冷戦構造の崩壊は、西ヨーロッパ諸国が所与の大前提としてきた伝統的な<外交安全保障政策>の有効性・妥当性に強い疑念を抱かせた。

こうして1992年2月、加盟国の外務大臣／財務大臣によりマーストリヒト条約が調印された。それは、当初の予定より遅れること10カ月 1993年11月に発効し、欧州連合（European Union）という新たな共同体の誕生を迎えた。EU は、単一欧州議定書を踏まえて、ローマ条約の締結以来、初めて本格的な条約改正をなしとげたのである。

それではこのマーストリヒト条約は、EU の External Representation の発展という観点からみた場合、どのように位置づけられるのであろうか。そこでまず注目されるのが、第 I 編共通規定 C 条の次のような規定である。

連合は、対外関係、安全保障、経済および開発政策の文脈において、とりわけ連合の対外活動全体としての一貫性の確保を図るものとする。閣僚理事会および委員会は、そのような一貫性を確保する責任を負う。閣僚理事会および委員会は、それぞれの権限に従い、これらの政策の実施を確保する。

この規定は、<ヨーロッパおよび世界における平和、安全、および進歩の促進に向けて、ヨーロッパのアイデンティティおよび独立を強化しようという決意>（前文）に促されるものであり、そのための具体的な活動として、単一欧州議定書において謳われた研究技術開発および環境政策における対外協力関係の促進が、次のように、議定書における規定から、<条約本文>における明文規定へと格上げされた。第 130m 条：・・・共同体は、共同体の研究、技術開発および実験における第三国もしくは国際組織との協力のための規定を作成することができる。この協力のための詳細な協定は、第 228 条に従って交渉され、締結される共同体と当該第三者との間の協定の対象となることができる。第 130r 条 4 項：共同体と加盟国は、それぞれの権限の範囲内において、環境に関して、第三国および当該国際組織と協力する。共同体の協力に関する協定は、第 228 条に従って交渉され、締結される共同体と当該第三者との協定の対象となることができる（なお、教育、職業訓練、文化、公衆衛生、欧州横断ネットワークの分野においても、第三国および当該国際組織との間に協力関係を推進する旨が謳われた。ただしそれは、抽象的な一般論にとどまった）。

さらに開発協力に関しては、独立した第 XVII 編が設けられた。それは、1958 年の EEC 発足以来、なし崩し的に積み重ねられてきた EU 開発協力政策に初めて法的根拠を付与するものであった。その骨子は、以下の通りである。

第 130u 条 3 項：共同体および加盟国は、国際連合およびその他の当該国際組織において承認されてきた諸目的を誠実に追求し、それに配慮する。第 130x 条：1 共同体および加盟国は、国際組織において、さらには国際会議の開催中、開発協力に関する政策を調整し、援助計画に関して相互に協議する。共同体と加盟国は、共同行動を行うこともできる。加盟国は、必要に応じて、共同体の援助計画の実施を支援する。2 委員会は、1 項に規定された調整を促進するためにあらゆる有益な発議を行うことができる。第 130y 条：共同体および加盟国は、それぞれの権限の範囲内において、第三国および当該国際組織と協力する。共同体の開発協力に関する取り決めは、第 228 条に基づき交渉され、締結される共同体と当該第三者との協定の対象となることができる。前項の規定は、加盟国が、自己の権限の範囲内において、国際組織において交渉し、国際協定を締結することを妨げるものではない。

以上の諸規定は、基本的には、EU がこれまでアド・ホック・ベースで、いわばモザイク的に積み重ねてきた諸活動を整理統合し、その正当性を法的に再

確認・認知するものであった。それでは、EU の新しい顔として、「連合」(Union) を構成する二本柱とも目される、< 経済通貨同盟および共通外交安全保障政策 > の展開は、EU の External Representation にどのような変化をもたらしたのであろうか。

前者に関しては、欧州連合条約前文において、< 加盟国の経済の強化と収斂を達成し、本条約の規定に従い、単一かつ安定した通貨から構成される経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union) を構築する > 旨が謳われた。それを踏まえて、そのための具体的な政策を規定した第 VI 編経済および通貨政策 / 第 2 章通貨政策 / 第 109 条において、通貨の領域における EU の External Representation が次のように規定された。通貨または外国為替制度に関連する協定について、共同体が、一つあるいはそれ以上の国、または国際組織との間に交渉を行う必要が生じた場合には、閣僚理事会は、委員会からの勧告に基づき、欧州中央銀行との協議を経て、特定多数決により、共同体が単一の立場を表明することを保証する交渉の方式および協定締結の方式を決定する。委員会は、交渉に全面的に参加する。協定は、共同体の諸機関、欧州中央銀行および加盟国を拘束する。閣僚理事会は、委員会からの提案に基づき、欧州中央銀行との協議を経て、特定多数決で、とくに経済通貨同盟に関連する課題に関して、国際レベルにおける共同体の立場について決定する。経済通貨同盟に関する共同体の権限と共同体が締結した協定を侵害しない限りにおいて、加盟国は国際組織において交渉し、かつ国際協定を締結することができる。

後者に関しては、第 V 編共通外交安全保障政策に関する規定において、以下のように謳われた。第 J.1 条：連合および加盟国は、外交および安全保障に関わるすべての領域を包摂する共通外交安全保障政策を策定し、実施する。加盟国は、積極的かつ全面的に、連合の対外および安全保障政策を支持する。加盟国は、連合の利益に反する行為、あるいは国際関係における一元的な行動主体としての連合の力を損なう恐れのある行動を差し控える。第 J.2 条：閣僚理事会は、必要に応じて、共通の立場 (Common Position) を策定する。加盟国は、自国の政策が、共通の立場と一致するよう努める。加盟国は、国際組織および国際会議において、共通の立場を保持すべく、行動を調整する。すべての加盟国が参加しているわけではない国際組織および国際会議においては、参加している加盟国は、共通の立場を支持する。第 J.3 条：閣僚理事会は、欧州理事会の一般的指針 (General Guidelines) に基づき、共同行動 (Joint Action) の対

象となる事項を決定する。第 J.4 条：共通外交安全保障政策は、連合の安全保障に関わるすべての問題を包摂する。それは、最終的には、共同防衛へと至る可能性のある共通防衛政策 (Common Defense Policy) の策定も含む。第 J.5 条：閣僚理事会議長国は、共通外交安全保障政策に関わる事項に関して、共同体を代表する。議長国は、議長国としての立場に基づき、原則として、国際組織および国際会議において連合の立場を表明する。議長国は、必要に応じて、先任および後任の議長国の補佐を受ける。委員会は、これらの任務に全面的に参加する。すべての加盟国が参加しているわけではない国際組織および国際会議においては、参加している加盟国は、共通の利益を有する事項に関する情報を他の加盟国に提供する。国連安全保障理事会の理事国を兼ねる加盟国は、協調して、他の加盟国に完全な情報を提供する。安全保障理事会の常任理事国である加盟国は、任務の遂行において、国連憲章に定められた自国の責務を損なわない限りにおいて、連合の立場と利益の確保を図る。第 J.6 条：第三国および国際会議に派遣される加盟国の外交使節・領事および委員会の代表、ならびに国際組織における加盟国および委員会の代表は、閣僚理事会により採択された共通の立場および共同行動が堅持され、実施されるように協力する。第 J.8 条：欧州理事会は、共通外交安全保障政策の原則および一般的指針を策定する。第 J.9 条：委員会は、共通外交安全保障政策の分野において遂行される活動に全面的に参加する。

1997 年 10 月、アムステルダム条約 (Amsterdam Treaty: Treaty of Amsterdam amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European Communities and Certain Related Acts) が調印された (発効は、1999 年 5 月)。それは、基本的にマーストリヒト条約の <改定条約> として位置づけられるものであった¹⁸⁾。というのも、マーストリヒト条約自体、高度に政治的な妥協の産物であり、最終議定書第 N 条において、条約の修正に向けた政府間会議を 1996 年に召集する旨をあらかじめ規定していたからである。すなわち、アムステルダム条約の調印は、マーストリヒト条約の調印時に織り込み済みであった既定路線を粛々と実行に移すものであった。具体的には、政府間会議の開催に向けた準備作業の一環として Reflection Group が、1994 年に設置された。同グループは、報告書 (1995 年 12 月) において、条約改定のための政府間会議においては、(a) <欧州市民> の強化、

(b) EU 東方拡大への準備, (c) 対外活動の強化を中心議題とするよう提案した。この政策提言を受けて、「1996年政府間会議」は、マーストリヒト条約における第2の柱として新設された共通外交安全保障政策を大幅に拡充したのである。すなわち、アムステルダム条約第V編共通外交安全保障政策に関する規定において、共通外交安全保障上級代表 (CFSP High Representative) のポストを新設して「EU外交の顔」とする。CFSP上級代表は、閣僚理事会事務局長として、閣僚理事会議長国を補佐する。共通外交安全保障政策には、<人道的・救難的任務, 平和維持の任務, 危機管理における戦闘部隊の任務(平和創出を含む)> (Petersberg Tasks) が含まれるとされた。なおGATTウルグアイ・ラウンド交渉(1986年-1996年)を反映して、共通通商政策の対象範囲がサービスおよび知的財産権へと拡大され、<閣僚理事会は、委員会の提案に基づき、欧州議会と協議の後、全会一致により、共同体が、サービスおよび知的財産権に関する国際交渉および協定の締結>にコミットする権限を付与した(第133条)。

2001年2月、ニース条約 (Treaty of Nice: Treaty of Nice amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European Communities and Certain Related Acts) が調印された(発効は、2003年2月)。それは、基本的にはアムステルダム条約と同じく、既存のEU諸条約を<改定>する条約であった。いうまでもなく、その第一義的な課題は、EUの東方拡大(交渉)に向けた機構改革(法的基盤整備)であったが、EUのExternal Representationという全体的な文脈において、次のような改定が行われた¹⁹⁾。

共通通商政策に関しては、アムステルダム条約において新たに対象領域に加えられたサービス貿易および知的財産権に関して、特定多数決制が採用される場合と全会一致制が採用される場合とに細分化され、厳密な運用が旨とされた。<文化とオーディオヴィジュアルサービス, また、教育の分野におけるサービス, 社会的および公衆衛生の分野におけるサービスの貿易に関する協定は、共同体とその加盟国に割り当てられた権限に属する>旨が確認された。第三国との経済, 財政および技術協力に関する規定(第181a条)が新設され、共同体が、その権限の範囲内において、開発協力に関する規定に反しない限り、第三国との間に、経済的, 財政的および技術的協力措置を講ずることが認められた。「より緊密な協力」

(Closer Cooperation) の対象が共通外交安全保障政策へと拡大され、それによって、< 国際社会における結束した力としての連合の一体性を主張することにより、全体としての連合の価値を保護し、かつその利益に奉仕する > 旨が謳われた（第 27a 条）。ただしそこでは、軍事もしくは防衛に関わる事項は除外するとの留保条件がつけられた（第 27b 条）。

（3）リスボン条約

ニース条約は、EU の第 5 次拡大に向けた機構改革を中心課題とするものであり、< ポスト 15 カ国体制 > における EU の全体像および基本的方向性については、2004 年に開催予定の政府間会議での検討に委ねられるものとされた。その準備作業の一環として、2001 年 12 月、ブリュッセルで開催された欧州理事会は、「EU の将来に関するラーケン宣言」(*Laeken Declaration on the Future of the European Union*) を採択し、ヨーロッパの将来を検討する欧州諮問会議 (Convention) の設置を決定した²⁰。それは事実上、欧州憲法条約 (Constitutional Treaty for Europe) の草案作りを最大の課題とするものであった。

2003 年 7 月、欧州諮問会議は、政府間会議に対して、欧州憲法条約草案 (Draft Treaty Establishing a Constitution for Europe) を提出した。こうして 2003 年 10 月から継続的に政府間会議が開催され、2004 年 6 月、ブリュッセルで開催された欧州理事会において最終的な合意にこぎつけ、法的・技術的な精査作業を経て、同年 10 月、ローマにおいて EU 25 カ国首脳は欧州憲法条約 (Treaty Establishing a Constitution for Europe) に調印した。とはいえ欧州憲法条約の前途は多難であった。2005 年 5 月、フランスは、国民投票で欧州憲法条約の批准を拒否した。それから 3 日後の 6 月、オランダも同じく国民投票で欧州憲法条約の批准を否決した。その結果、欧州憲法条約の発効は絶望的となり、2005 年 6 月、欧州理事会は、欧州憲法条約の取扱いについては 2 年間の「熟慮期間」(Period of Reflection) を設ける（棚上げとする）ことを決定した。

やがて 2007 年 6 月。水面下での調整作業を踏まえて、欧州理事会は、欧州憲法条約に代わるべき新条約の締結に合意した。こうして 2007 年 12 月、EU27 カ国はリスボン条約に調印した（発効は、2009 年 12 月）。正式名称を「欧州連合条約および欧州共同体設立条約を改定するリスボン条約」(Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community) という「リスボン条約」は、改定条約 (Reform Treaty) と

いう一般的に流通（定着）している呼称に象徴されるように、既存の EU 条約および EC 条約を改定／再構成することにより、新たな EU の枠組みを構築しようとするものであった。とはいえそこには、欧州憲法条約に盛り込まれたきわめて野心的かつ革新的な側面もさりげなく継承された。欧州憲法条約の挫折を反面教師として EU は、意識的にその「脱政治化」(De-politicization) を推し進めた。すなわち、超国家性を想起させる連邦的要素や憲法的名称をトーンダウンあるいは変更・削除し、既存の条約体系の改定という側面を前面に押し出して、法的連続性を強調した。ただしそれは、あくまでも形式的なものにとどまり、実質的には欧州憲法条約の基本路線を踏襲するものであった。

それでは、EU の External Representation の展開という観点からみた場合、リスボン条約はどのように特徴づけられるのであろうか。その鍵となるのは、欧州憲法条約、ひいてはリスボン条約の基本的方向性（主導原理）を明らかにした、ラーケン欧州理事会である。

「9月11日」(米国同時多発テロ)をきっかけとする反テロリズム・キャンペーン(アメリカによるアフガニスタン攻撃)が繰り広げられる2001年12月14日-15日、ブリュッセルのラーケン王宮で開催された欧州理事会は、議長総括の冒頭で、<EU が基本的価値の実現に向けてより強固な存在になろうとする、そしてまた世界においていままでも以上に大きな存在感を確保しようとする画期的な挑戦である²¹⁾>とラーケン宣言の歴史的意義を強調したうえで、議長総括に付属するラーケン宣言において、次のような基本認識を展開した²²⁾。

6カ国でスタートした欧州統合は、輝かしい成果を達成した。しかしこんにちヨーロッパは、重大な岐路に直面している。それを克服するためには、50年前とは異なるアプローチが必要である。EU は、域内および域外においてきわめて深刻な問題（挑戦）に直面している。前者は、EU をいかにして「EU 市民」にとって、より身近な存在へと発展させるかという課題である（EU のさらなる民主化）。後者は、急速にグローバル化が進む国際社会に対して、EU はどのように対応すべきかという課題である（EU のグローバル・コミットメント）。ベルリンの壁の崩壊以降、人権の擁護を基本原理とする、安定した／紛争のない世界秩序の出現が期待された。しかしそのような期待は、幻想でしかなかった。「9月11日」は、そのような幻想を打ち砕くものであった。

宗教的狂信主義、エスニック・ナショナリズム、人種差別主義、テロリズムは、以前にもまして顕在化している。また、宗教対立／貧困／低開発が、そう

した動きを助長している。激しく変動するこんにちの世界にあって、ヨーロッパがはたすべき役割は自明である。ヨーロッパは、責任をもってグローバル・ガバナンス確保の任にあたるべきである。ヨーロッパは、その持てる力を発揮して、連帯と持続可能な発展に基礎づけられるグローバル・ガバナンスの構築を図るべきである。「EU 市民」がヨーロッパに期待していることは、EU が一丸となって外交問題、安全保障問題、防衛問題に取り組むことである。それは、ヨーロッパおよびヨーロッパ近隣諸国に限定されず、世界全体を視野に入れるものでなければならない。それはまた、EU の超大国 (Superstate) 化や、EU が覇権大国化して、世界の隅々にまでヨーロッパの行動様式や価値観を押しつけることではない。

このラーケン宣言の基本理念を成文化したのがリスボン条約である。その概要は、以下のとおりである。

まず EU 条約において、「連合の対外行動に関する一般規定および共通外交安全保障政策に関する特別規定」が、EU 対外行動に関する特別の枠組み（第 V 編）として設けられた。具体的には、第 21 条において、連合の対外行動全般を主導する基本原理として、< 国際場裏における連合の行動は、民主主義、法の支配、人権および基本的自由の普遍性と不可分性、人間の尊厳の尊重、平等と連帯の原則、国連憲章および国際法の諸原則の尊重という、連合みずからの創設、発展および拡大を推し進め、かつより広い世界における前進を模索する原則により導かれる > と謳われ、さらに連合は < (このような) 一般原則を共有する第三国、国際的、地域的あるいは世界的な組織との関係を発展させ、かつ連携を構築することを模索する。連合は、とりわけ国際連合の枠組みの中で、共通の問題への多国間的な解決を促進する > 旨が併せて確認された。また第 22 条においては、< 欧州理事会が、連合が展開する対外行動の戦略的利益と目標を確認する > と謳われた。ついで、共通外交安全保障政策に関する特別規定 共通規定および共通安全保障・防衛政策に関する規定 が全 24 条にわたり展開された。

ちなみに、第 15 条では、欧州理事会に関して、以下のように謳われた。

欧州理事会は、連合の発展に必要な刺激を連合に与え、連合の一般的な政治的指針および優先順位を定める。欧州理事会は、立法機能を行行使しない。

欧州理事会は、特定多数決によって、二年半の任期で、一回のみ再選可能な議長 (President) を選出する。欧州理事会議長は、EU 外務・安全保障政策上

級代表 (High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy) の権限を侵害しない限りにおいて、共通外交安全保障政策に関する問題について、その地位と能力に則して、連合の対外的代表を務める。欧州理事会は、加盟国の国家または政府首脳に加えて、欧州理事会議長および委員会委員長から構成される。外務・安全保障政策上級代表は、その活動に参加する。

また第 18 条では、欧州理事会は、特定多数決で、委員会委員長の合意を得て、外務・安全保障政策上級代表を任命する。上級代表は、連合の共通外交安全保障政策を実行する。上級代表は、外相理事会の議長を務める。上級代表は、委員会の副委員長の 1 名となる。上級代表は、連合の対外行動の一貫性を確保する。上級代表は、委員会内部において、対外関係について委員会に課せられている責務および連合の対外行動のその他の側面の調整に関して責任を有する 旨が規定された。

さらに第 27 条では、外務・安全保障政策上級代表は、EU 共通外交安全保障政策に関係する問題について連合を代表する。上級代表は、連合を代表して第三者との政治的対話を行い、国際組織および国際会議において連合の立場を表明する。任務を遂行するにあたり、上級代表は、欧州対外活動局 (EEAS, European External Action Service) の支援を受ける。欧州対外活動局は、加盟国の外務担当部局と協働し、かつ理事会および委員会の事務局の関係部局からの職員ならびに加盟国の外務担当部局から派遣される職員により構成される 旨が謳われた。

ついで EU 運営条約においては、「連合の対外行動」と題する第 5 部 (第 205 条 - 第 222 条) が新設され、EU の External Representation が、次のような構成で展開された。第 1 編 連合の対外行動に関する一般規定 / 第 2 編 共通通商政策 / 第 3 編 第三国との協力および人道援助 / 第 4 編 制限措置 / 第 5 編 国際協定 / 第 6 編 国際組織、第三国および連合の代表団と連合の関係 / 第 7 編 連帯条項。いうまでもなくそれは、EU がこれまで積み重ねてきたアキ・コミュノテール (Acquis communautaire) を体系的に再編成するものであった。

Ⅲ 「X+1」の制度化

2012年5月-6月、グローバル・ガバナンスに関わる重要な国際会議が相次いで開催された。まず5月18日-19日、キャンプ・デーヴィッド(アメリカ)で第38回G8サミットが開催された。それを前哨戦として、6月18日-19日、ロス・カボス(メキシコ)で第7回G20サミット(VII G20 Leaders' Summit)が開かれた。ついで6月20日-22日、リオデジャネイロ(ブラジル)において、「国連持続可能な開発会議」(RIO+20)が開催された。

周知のように、EUは、これら一連の国際会議に積極的にコミットした。すなわちEUは、G8サミットおよびG20サミットにはFull Memberとして参加した。またEUは、<RIO+20>(United Nations Conference on Sustainable Development)には、国連総会においてオブザーバー資格を有するIntergovernmental Organizationsとして参加した。

それではこのようなEUの国際社会(域外国際環境)に対するコミットメント、より直接的にはEUのExternal Representationは、どのような形態で推移したのであろうか。この疑問に対するヒントとなるのが、European Union, *The EU at the G8 summit in Camp David: Questions and Answers*, 17 May 2012の以下の記述である²³⁾。

EUは、G8のFull Memberですか？

はい。G8サミットの歴史は、第1回G8サミットがランブイエ(フランス)で開催された1975年にまで遡ることができます。EC(当時)の代表は、1977年のロンドン・サミットから参加しました。当初EUの参加は、EUが排他的権限を有する分野に限定されていました。しかし会を重ねるごとに、EUが活動する舞台は拡大されました。欧州委員会は、徐々に政治問題を討議する会議への参加を認められ、オタワ・サミット(1981年)ではすべての討議の場への参加を実現しました。こんにちでは、欧州委員会委員長(President of the European Commission)および欧州理事会常任議長(President of the European Council)がEUを代表して、毎年開催されるG8サミットにFull Memberとして参加しています。パローゾ欧州委員会委員長は、2005年のグレンイーグルス・サミットを皮切りに、今回で8

回目の G8 サミット参加となります。またファンロンパイ欧州理事会常任議長は、リスボン条約の発効以来、G8 サミットに出席しています。

EU は、ユニークな超国家的組織 (unique supranational organization) であり、主権国家としてサミットに参加している訳ではありません。したがって、G8、すなわち<8カ国から構成されるグループ> (Group of Eight Nations) という名称はそのまま使われています。同様な理由から、各国が毎年輪番制で務める議長国の役割を、EU がはたすことはありません。EU は、すべての権利および義務において、他のメンバーと同等ですが、EU がサミットのホストとして会議の議長を務めることはないという点だけが唯一の例外です。欧州委員会と欧州理事会は、メンバーとしてのすべての義務を負っており、サミットの場において欧州委員会委員長および欧州理事会常任議長が表明する見解は、政治的に拘束力を有します。

バローゾ欧州委員会委員長およびファンロンパイ欧州理事会常任議長は、それ以外に、アメリカにおいてどのような会議に出席しますか？

バローゾ欧州委員会委員長は、5月17日、G8 サミットへの出席の前に、ニューヨークで開催される「世界経済の現状」に関する国連総会ハイレベル協議で演説する予定です。委員長はまた、パン・ギムン国連事務総長と個別に会談し、さらに国連加盟国の半数以上が参加する「小国フォーラム」(Forum of Small States) にも出席する予定です。G8 サミット閉会後の5月20日には、バローゾ委員長とファンロンパイ常任議長は、シカゴで開催される NATO 首脳会議へと移動し、NATO の最高意思決定機関である北大西洋(外相)理事会に参加する予定です。

同様に EU の G20 サミット参加にまつわる次のようなエピソードも、EU の External Representation の実態を理解するうえで、重要な示唆を与えている²⁴⁾。

G8 が<8カ国+EU>から構成されているのに対して、G20 は、<19カ国+EU>から構成されている。すなわち、アルゼンチン・オーストラリア・ブラジル・カナダ・中国・フランス・ドイツ・インド・インドネシア・イタリア・日本・メキシコ・韓国・ロシア・サウジアラビア・南アフリカ・トルコ・イギリス・アメリカ、それに EU から構成されている(太字は、G8 メンバー)。

G20 は、G7 財務相・中央銀行総裁会議を新興国 (Emerging Economies) にま

で拡大し、かつ IMF および世界銀行（ブレトン・ウッズ機構）を引き込むかたちで 1999 年に発足した。その直接的な契機は、アジア通貨金融危機（1997 年 - 1998 年）であり、(a) ブレトン・ウッズ体制下における〈インフォーマルな対話の枠組み〉として、(b) 世界経済の安定および持続的成長、とりわけ国際通貨金融秩序の維持・構築を主たる課題とするものであった。G20 サミットは、2008 年のリーマン・ショックを契機として、アメリカのイニシアティブにより閣僚レベル会合を格上げするかたちで開催された（2008 年 11 月、ワシントン DC で第 1 回会合開催）。〈G7 から G20〉への移行（拡大）の背景には、次のような事情が存在した。(a) 新興国の世界経済に占める比重が急速に増大した。(b) 世界経済の運営をめぐる討議の場、ひいてはグローバル・ガバナンスにおける新興国の underrepresentation 是正の必要性が高まった。(c) 世界経済秩序を維持するためには新興国との連携強化が不可欠となった。(d) G7 が正統性 (Legitimacy) を確保（世界の G7-ization?）するためには、Fair Representation という大義名分の下に、新興国を巻き込むことが不可欠となった（G20 は、世界総人口の 64%、世界 GDP の 90%、世界貿易の 80% を占めている）。(e) グローバル・ガバナンスのための新たな枠組みは、〈小規模（メンバー限定）かつ Representative〉というトレード・オフ関係に対応するものでなければならない。(f) 〈20〉という数字は、ひとつのまとまり（完結した世界）を意味する概数である。(g) EU 閣僚理事会議長国および欧州中央銀行総裁の参加を認めることにより、EU 枠の拡大を回避し、かつ中小 EU 加盟国の反発の軽減を図った。(h) 開発よりも金融秩序維持を優先する立場から、南アフリカがアフリカを代表する国としてメンバーに迎えられた。(i) 民主化支援という政治的配慮から、インドネシアが、中国、インド、韓国に次ぐ、アジアから 4 番目のメンバーとして迎え入れられた。

それでは、これら二つの事例 / エピソードから浮き彫りにされる（導き出される）EU External Representation の特徴は何であろうか。第 1 のポイントは、EU の所管する活動領域が、〈EU の排他的権限に属するか否か〉という問題である。というのも、EU の External Representation の具体的な態様は、基本的に EU と加盟国との間の権限配分の問題に大きく規定されるからである。第 2 のポイントは、このような〈制度的要因〉に加えて、EU を取り巻く〈政治的要因〉（域内 / 域外）のはたす役割の重要性である。というのも、EU の

External Representation の具体的な発現形態は、否応なしに政治的ダイナミズムの洗礼から免れることができないからである。以下、このような視点から、とくにリスボン条約に焦点を絞りながら、EU External Representation の制度化過程を素描してみよう。

(1) EU 対外権限の諸類型 リスボン条約による <EU vs. 構成国> 権限配分²⁵⁾

2001年12月、欧州理事会が採択した「EUの将来に関するラーケン宣言」は、<新たな多極世界において、EUが世界の安定要因へと飛躍を遂げ、世界のモデルとなりうるためには、EUと加盟国との間の権限配分の明確化、簡略化、そして調整が必要である²⁶⁾>と謳った。こうして、欧州憲法条約では、EUのExternal Representationに関わるEUと加盟国との間の権限配分 EU対外権限 が整理・再編成された。とはいえ欧州憲法条約は、発効するには至らなかった。その結果、<「憲法」を自称する体系的な基本法典づくりは放棄され、既存のEC・EU条約の改正というかたちで、リスボン条約が締結された。それは、実質的には欧州憲法条約の改革内容の復活であり、EU対外権限が、形式的・実体的に改正された²⁷⁾>のである。その骨子は、以下のとおりである。

(1) - 1

EU条約第1条は、「本条約により、締約国は、構成国が共通の目的を達成するために権限を付与する欧州連合を締約国間に設立する」と謳った。それは、EUに帰属する権限は、主権国家である構成国から移譲されるものであり、EUが保持する権限の内容および範囲は、あくまでも構成国の意思に基づくものである旨を明確に宣言するものであった。ついで、「連合は、欧州共同体にとって代わるものであり、かつ欧州共同体を継承する」(The Union shall replace and succeed the European Community)と謳った。それは、ECからEUへの法的継続性、ひいては一貫性を宣言するものであった。すなわちEUは、ECの名の下に締結したさまざまな協定、ひいてはそれに基づく権利および義務を引き続き誠実に継承する旨を再確認したのである。

(1) - 2

EU条約第4条は、「条約において、連合に付与されていない権限は、構成国に留保される。」「とりわけ国家の安全保障は、従来通り、それぞれの構成国が第一義的責任を負う」旨を謳った。同様に、EU条約第5条も、「連合の権

限の範囲は、付与の原則 (principle of conferral) により規定される。連合の権限の行使は、補完性および比例性の原理 (principles of subsidiarity and proportionality) により規定される。『付与の原則の下で、連合は、条約に定める目標を遂行するために、条約において構成国により付与された権限の範囲内においてのみ行動する』旨を謳った。構成国は、<権限付与の原則>および<構成国による権限留保>を繰り返し強調(再確認)することにより、EUによるなし崩しの権限拡大を牽制したのである²⁸⁾。

(1) - 3

EU 運営条約第1条は、「本条約は、連合の運営を体系化し、連合権限の行使に関して、適用分野、範囲、および取り決めを確定するものである」と謳った(なお、リスボン条約付属宣言<18権限の範囲設定に関する宣言>において、詳細な補足説明が試みられている)。そのうえで、つづく第2条において、連合権限が次のように類型化された。

排他的権限 (exclusive competence) : 条約が特定の分野において、連合に排他的権限を付与している場合、連合のみが立法を行い、法的に拘束力のある行為を採択することができる。構成国は、連合により授權されている場合、あるいは連合の法行為を実施する場合に限り、自ら立法を行い、法的に拘束力のある行為を採択することができる。

共有権限 (shared competence) : 条約が特定の分野において、連合に共有権限を付与している場合、連合および構成国は、その分野において立法を行い、法的に拘束力のある行為を採択することができる。ただし構成国は、連合が権限を行使しない限りにおいて、権限を行使することができる。すなわち、連合が権限を行使した場合には、構成国は権限を行使することができない(専占)²⁹⁾。もっとも、連合がもはや権限を行使しない旨を決定した場合には、構成国があらためて権限を行使することも可能である(なお、リスボン条約付属議定書<25共有権限に関する議定書>は、「連合が一定の領域において行動を起こす場合、この権限のおよぶ範囲は、当該連合法によって規定される要素にのみ限定され、すべての領域に広がるものではない」旨を確認した)。支援的権限 (supporting competence) : 条約で規定された特定の分野および条件の下で、連合は、構成国の活動を支援し、調整し、補完する活動 (actions to support, coordinate or supplement the actions of the Member States) を実施する権限を有する。ただしそれは、当該分野における構成国の権限を奪うものではなく、構成国が原則として権限を保持する。特別権限 (sui generis competence) : 条約の規定

に従い、連合は、共通外交安全保障政策(共通防衛政策の漸進的な策定を含む)を策定し、かつ実施する権限を有する³⁰⁾。

(1) - 4

EU 条約第 3 条では、連合の目的のひとつとして、「より広い世界との関係において、連合はその価値と利益を主張および促進し、かつ、連合市民の保護に寄与する。連合は、平和、安全、地球の持続可能な発展、人々の連帯と相互の尊重、自由で公正な貿易、貧困の根絶および人権、とりわけ児童の権利の保護に寄与し、国連憲章の原則の尊重を含む国際法の厳格な遵守と発展にも寄与する」旨が謳われた。そのうえで連合は、「条約により付与された権限に則した適切な手段を通じて」目的の達成を図る決意を再確認した。さらに EU 条約第 15 条では、「欧州理事会は、連合の発展に必要な刺激を連合に与え、連合の一般的な政治的指針および優先順位を定める。欧州理事会は、立法機能を行わない。・・・欧州理事会議長は、EU 外務・安全保障上級代表の権限を侵害しない限りにおいて、共通外交安全保障政策に関する問題について、その地位と能力に則して、連合の対外的代表を務める」と規定された。また EU 条約第 17 条では、「委員会は、連合の一般的利益を促進し、その目的のために適切な発議を行う。・・・委員会は、条約の規定にもとづき、調整、執行および運営の諸機能を行行使する。委員会は、共通外交安全保障政策を除き、また条約において別途規定がある場合を除いて、連合の対外的な代表を務める」旨が謳われた。

ついで EU 条約第 V 編「連合の対外行動に関する一般規定および共通外交安全保障政策に関する特別規定」(第 21 条 - 第 45 条)では、まず第 21 条において、EU 対外活動の目的と運用準則が以下のように規定された。

1. 連合の国際場裏における行動は、民主主義、法の支配、人権および基本的自由の普遍性と不可分性、人間の尊厳の尊重、平等と連帯の原則、国連憲章および国際法の諸原則の尊重という、連合みずからの創設、発展および拡大を推し進め、かつより広い世界における前進を模索する原則により導かれる。連合は、一段に言及される諸原則を共有する第三国、および国際的、地域的、あるいは世界的な組織との関係を発展させ、かつ連携を構築することを模索する。連合は、とりわけ国際連合の枠組みの中で、共通の問題への多国間的な解決を促進する。

2. 連合は、共通政策および共通行動を策定し、追求する。また連合は、次に掲げる諸目的のために、国際関係のあらゆる分野において高度な協力をめざして行動する。
 - (a) 連合の諸価値、基本的利益、安全、独立および一体性の擁護
 - (b) 民主主義、法の支配、人権および国際法の原則の強化と支援
 - (c) 国連憲章の目的と原則、ヘルシンキ最終議定書の原則、およびパリ憲章の目標（対外的境界線に関する原則を含む）に則った、平和の維持、紛争の予防および国際安全保障の強化
 - (d) 貧困の根絶を主要な目的とする、開発途上国の持続可能な経済、社会および環境の開発の促進
 - (e) 国際貿易に関する制限の漸進的撤廃などを通じた、すべての国家の世界経済への統合の奨励
 - (f) 持続可能な開発に向けた、環境の質および地球の天然資源の持続可能な管理の維持と改善のための、国際的措置の推進支援
 - (g) 天災または人災に直面する人々、国家、および地域に対する支援
 - (h) より強固な多国間協力および良きグローバル・ガバナンスに基づく国際体制の推進
3. 連合は、対外行動における異なる領域間の一貫性、およびこれらの領域と連合の他の政策との間の一貫性を確保する。理事会と委員会は、外務・安全保障政策上級代表の補佐を受けて、一貫性を確保し、実効性強化に向けて協力する

つづく第 22 条では、「欧州理事会は、連合の戦略的な利益と目標を確定する。」
「外務・安全保障政策上級代表は、共通外交安全保障政策の領域についての、また委員会は、対外行動の他の領域についての提案を、共同で理事会に提出することができる」旨が規定された。さらに第 26 条では、「共通外交安全保障政策は、構成国および連合の資源を活用して、上級代表および構成国により実施される。」第 27 条では、「上級代表は、共通外交安全保障政策に関係する問題について連合を代表する。上級代表は、連合を代表して第三者との政治対話を行い、国際組織および国際会議において連合の立場を表明する」と規定された。

以上の規定を踏まえて、第 VI 編〈最終規定〉の第 47 条において、「連合は、法人格を有する」(The Union shall have legal personality) と、EU の国際法人格

が明示的に規定された。それは、マーストリヒト条約の発効以降、事実上、国際法上の行為主体としての活動を積み重ねてきた EU に対して、構成国が、あらためて公式にその法的地位（権利能力）を確認するものであった。ただしそれは、「欧州連合が法人格をもつという事実は、連合が、条約において構成国から連合へと付与された権限を超えて立法し、または行為することを、いかなる場合においても認めるものではない」との強い留保条件をともなうものであった（リスボン条約付属宣言〈24 欧州連合の法人格に関する宣言〉）。

(1) - 5

EU 運営条約では、第 5 部として、連合の「対外行動」に関する独立規定が設けられた（第 205 条 - 第 222 条）。それは、EU 対外活動の原点である第 4 部〈海外の国および領域の連合〉に関する規定の延長線上に位置づけられるものであり、この第 4 部規定を媒介項として、第 3 部〈連合の政策と域内行動〉に関する規定とリンクされるものであった。すなわち、独立した第 5 部規定の新設は、〈EEC から EU へ〉という歴史的発展を反映するものであり、より直接的には、EU にとって対外行動が、以前にもまして重要な活動領域へと発展したという現実をものがたっている³¹⁾。その骨子は、以下のとおりである。

連合は、関税同盟の設立を通じて、共通の利益の下、世界貿易の調和のとれた発展、国際貿易と対外直接投資における制限の漸進的撤廃、および関税その他の障壁の引き下げに貢献する。連合および構成国の開発協力政策は、相互に補完し、かつ強化しあうものとする（EU 運営条約第 4 条では、開発協力の分野における連合の政策は、専占効果をもたらすものではなく、通常の共有権限とは異なり、連合による権限の行使は、構成国による権限の行使を妨げるものではないと規定した）。連合および構成国の人道援助政策は、相互に補完し、かつ強化しあうものとする（EU 運営条約第 4 条は、開発協力政策と同じく、人道援助の分野における連合の政策は、構成国による権限の行使を妨げるものではないと規定した）。

(2) EU 対外権限の行使 External Representation の諸相

欧州委員会 (External Relations, DG RELEX/B2-Treaties Office) のデータ・ベースによれば、EU が当事者となっている国際協定は、マルチラテラル：243、バイラテラル：782 にのぼっている。また EU がメンバーとなっている国際組織は、37 を数えている（いずれも、2011 年 7 月現在）。EU は、条約締結権限（行為能力）の行使というかたちで、構成国から付与された対外権限の行使を

積み重ねており、そこには以下のような特徴が指摘される。 マルチラテラルな協定は、(a) EC から EU への飛躍が模索された 1990 年代初頭以降、欧州憲法条約をめぐる微妙な緊張の時期を唯一の例外として、年を重ねるごとに、着実に増加した。(b) 主要な活動領域は、環境(24.5%)、通商・貿易(12.2%)、対外関係(7.9%)、関税(7.4%)、エネルギー(7.4%)、漁業・水産業(7.4%)、司法・自由・安全(7.0%)である。 バイラテラルな協定は、(a) 1970 年代以降、着実に増加した。とりわけ、1990 年代および 2000 年代の実績は、それぞれ 1980 年代および 1990 年代の実績を 100% 以上凌駕するものであった。(b) 主要な活動領域は、対外関係(21.9%)、通商・貿易(13.0%)、農業(10.1%)、外交・安全保障(10.0%)、漁業・水産業(8.7%)、運輸(7.1%)、関税(6.1%)、研究・開発(6.0%)である。(c) 主要なカウンターパート(協定相手国)は、経済領域および EFTA 諸国(19.0%)、その他のヨーロッパ諸国(17.9%)、東欧および中央アジア諸国(12.8%)、北米諸国(11.3%)、アジア諸国(10.1%)、ACP 諸国(9.7%)である。 EU がメンバーとなっている国際組織は、(a) 一次産品協定および漁業・水産業に関わる国際組織が中心である。(b) 国連食糧農業機関 (FAO)、欧州復興開発銀行 (EBRD) および世界貿易機関 (WTO) において EU は、メンバーシップを保持している。

それでは、このような EU 対外関係の展開 EU 対外権限の行使 は、具体的にどのような形態をとるのであろうか。以下、EU External Representation の諸相という観点から、その実態を素描してみよう。

(2) - 1

EU と構成国との間の権限配分は、共通外交安全保障政策の分野において EU に付与される「特別権限」は例外として、一般に、排他的権限と共有権限とに大別され、それぞれに対応するかたちで EU 対外権限 対外関係の領域において、EU に付与される権限 が規定されている(少なくとも対外権限との関連においては、支援的権限のはたす役割はきわめて限定されている)。

まず排他的権限に関しては、EU 統合の根幹を構成する共通通商政策の分野において、EU は単独で交渉し、条約を締結する権限を付与されている。ただし通商協定の中心がモノの移動に限定された伝統的な貿易協定から、サービス、知的財産権、文化・・・等、構成国に権限が残存している 構成国が EU に権限を付与していない 活動領域をも包摂する、多様かつ包括的な協定(経済連携協定等)へと移行するにともない、EU と構成国が共同で権限を行使し

て条約の交渉・締結を行うという「混合協定」(Mixed Agreement) が支配的となっている。

ところでこのような「混合協定」の台頭は、ある意味では EU に付与された排他的権限に対する浸食を意味した。そこで、それに対する対応(補填)措置として、国際協定の締結が、EU の立法行為のなかに定められている場合、あるいは EU が対内権限を行使するうえで必要な場合、もしくは国際協定の締結が、共通法規に影響を与える、あるいはその範囲を変更するものである場合には、EU に対して<黙示的>排他的条約締結権限が認められるものとされた(EU 運営条約第3条2項)。

ついで共有権限に関しては、EU が保持する権限(対内・対外)のほとんどは、共有権限であり、一般に EU は、構成国の委任を受けて単独で交渉するものとされた。ただし、協定の締結は、EU および構成国の双方により行われる「混合協定」のかたちをとることが多く、欧州委員会のデータ・ベース(前述)によれば、たとえば243のマルチラテラルな国際協定のうち、EU の排他的権限に基づくものは、僅か57にとどまっている。なお、共有権限の分野においては、EU が権限を行使した場合には、専占効果が発生し、構成国による権限の行使は認められないものとされた。とはいえ既述のように、開発協力および人道援助の分野においては、例外的に専占効果の発生は否定され、構成国が独自に権限を行使することは妨げられないものとされた。

(2) - 2

EU と構成国が、国際組織のアリーナ(現場)において、具体的にどのようなかたちで時間と空間を共有し、かつ協働関係を展開するか。国際組織における EU の Representation の問題は、きわめて複雑であり錯綜している。理論的には、EU が排他的対外権限を保持する活動領域においては、EU は正式なメンバーとして、そしてまた第一義的な行動主体として、当該国際組織にコミットすることになる。他方、EU の対外権限が支援的なものとどまる活動領域においては、当該国際組織における EU の存在はきわめて希薄であり、単なるオブザーバーの地位に甘んじることになる。そこで問題となるのは、EU が対外権限を構成国と共有する場合である。そもそも構成国から EU に付与される(対外)権限のほとんどは、共有権限である。しかも「混合協定」の隆盛により、EU に対して例外的に認められてきた排他的対外権限もなし崩し的に、事実上、共有権限化しつつある。このような状況のもとで、構成国を抜きに

するかたちで、EUのみが第一義的な行動主体としてコミットするケースは、ごく少数のきわめてテクニカル(専門的)な国際組織に限定されている。EUを抜きにするかたちで、構成国のみが、国際組織にコミットするケースもきわめて稀である。さまざまなバリエーションのもとで、EUと構成国が協働して国際組織にコミットするというハイブリッド(Hybrid)型のRepresentationが主流を占めるに至っている。

(2) - 3

国際組織に対するEUと構成国のRepresentationは、以下のパターンに大別される³²⁾。

全構成国がメンバー/ EUはオブザーバー：これが最も一般的かつ複雑なパターンである。このパターンが、欧州審議会、OSCE、OECD、国連総会、国際金融機関(IMFや世界銀行等)におけるRepresentationの基本構図であるが、オブザーバーとしてのEUの当該国際組織に対する実質的な影響力は、単なるオブザーバーから“Virtual Member”にいたるまで千差万別である。

全構成国およびEUがメンバー：このパターンは、典型的にはGATT/WTOやFAOに代表される基本構図であり、当該国際組織においてEUは、構成国と対等の地位を認められている。

特定の構成国およびEUがメンバー：G7/8/20に代表されるように、緩やかな協議体(フォーラム)において、このパターンが存在する。すなわちEUを構成する「大国」とEUが当事者として参加している。

EUがメンバー/ 構成国は不参加：このパターンは、高度に専門化かつ細分化された国際一次産品協定において一般的である。

特定の構成国がメンバー/ EUは不参加：このパターンは、典型的には国連安全保障理事会に代表される基本構図である。すなわち、イギリス・フランスは常任理事国という特権的な地位を確保しており、それ以外の構成国はローテーション・システムに基づき、非常任理事国としてメンバーとなることができる。ただしそれは不定期なものにすぎない。なおEUには、コミットメントは認められていないが、リスボン条約により、<国連安全保障理事会の議題に関する問題について、連合が立場を策定する場合、安全保障理事会に議席を有する構成国は、EU外務・安全保障政策上級代表が、連合の立場を表明するために、理事会に招聘さ

れるよう要請する > 旨が規定された (EU 条約第 34 条)。

(2) - 4

一般に、EU を代表して国際組織あるいは国際会議に出席することが認められているのは、以下の公的地位を占めている個人である³³⁾。欧州理事会常任議長 (公式には、共通外交安全保障政策の分野に限定して)、EU 外務・安全保障政策上級代表 (EEAS による支援を受けて)、欧州委員会委員長 (共通外交安全保障政策以外の分野に限定して)、欧州委員会委員 (欧州委員会委員長の同意に基づき、所管する活動領域に限定して)、閣僚理事会議長国 / 閣僚 (主管閣僚がアジェンダに応じて)、閣僚理事会議長国の国家元首 / 政府首脳 (EU において会議が開催される場合にホストとして)、欧州中央銀行総裁 (G20 会合)、ユーログループ議長 (通貨問題やユーロ圏諸国間の経済通貨政策を協議する場合に限定して)。

IV むすびにかえて

リスボン条約の発効 (2009 年 12 月) からほぼ 3 年を経過。「・・・EU の対外関係部門にマーストリヒト条約が共通外交安全保障政策 (CFSP) を導入して以来の大きな変化をもたらした³⁴⁾」リスボン条約。より具体的には、「国際関係における影響力の強化を目指し、グローバル・プレーヤーを標榜する EU が国際社会において一つの声で発言すべく、政策形成や代表制を整備するものであった³⁵⁾」リスボン条約。それは、<より効率的かつ透明性に満ちた、そしてより強固な民主的正統性> を具現する EU External Representation の実現に向けて、はたしてどれだけのポテンシャルを内在化しているのだろうか。

Kaczyński, P. M., “Swimming in Murky Waters: Challenges in Developing the EU’s External Representation,” *FIIA Briefing Paper* 88 (September 2011) は、このような疑問に対する答えの一端に触れようとする試みである。それはタイトルに象徴されるように、安易な楽観論を強く戒めるものであった。すなわち彼は、リスボン条約 18 カ月間の試行運転の経験を踏まえて、次のような警鐘を鳴らしたのである。(1) EU は再び海図なき航海に出帆している。そもそも外交政策は、EU 構成国にとって死活的な重要性をもっている。したがって独自のネットワーク、アジェンダ、そして権限を保持する EEAS (欧州対外活動

局)の設置は決して容易ではない。いわんやそれを機能させて、EU 全体としての統一的な対外関係を展開することは至難の業である。EEAS の設置は、EU という超国家的行動主体が、一元的な External Representation のもとに、独自の外交政策を推進することを保証するものではない。(2) EU の External Representation は、きわめて複雑である。それは第一に、そもそも EU を代表するのは、連合、連合と構成国、構成国の集合体かが必ずしも判然としていないからである。第二は、EU と構成国との権限配分の問題である。とりわけ共有権限の分野においては、EU と構成国の権限が錯綜しており、<いつ><どのようなかたち>で EU External Representation が行われるべきかが明確ではない。(3) リスボン条約の締結交渉において行われた EU External Representation に関する妥協・合意は脆弱であり、未解決のまま先送りにされた問題も少なくない。さらに構成国に経済危機や政治的混乱が顕在化した結果、事態打開のめどはたっていない。(4) EU に一元的な External Representation の推進を促した主たる要因は、国際社会において EU という存在が希薄化することに対する強い懸念である。すなわち、EU External Representation は、消極的な理由を動因とするものであり、そこにはおのずと構造的な限界が存在する。

いうまでもなくポスト・リスボンへの道は、まだその緒についたばかりである。いわんや EEAS は、2011年1月に活動を開始したばかりである。その意味では、リスボン条約に基づく EU External Representation について確定的な評価を下すことは不可能である。とはいえ、Kaczyński の指摘は、EU External Representation の今後を見定めるうえでの重要なベンチマークを構成するものといえよう。

注

- 1) United Nations General Assembly A/RES/65/276 (10 May 2011); United Nations General Assembly GA/11079 (3 May 2011) and UN News Centre (3 May 2011).
- 2) European Commission (EU@UN News Alert) (3 May 2011).
- 3) European Council –The President (3 May 2011) and European Commission (European Union@United Nations) (3 May 2011).
- 4) Wouters, J., J. Odermatt and T. Ramopoulos (2011) は、きわめて時宜を得た、かつ刺激的な考察を試みている。
- 5) Nugent, N., p. 51.

EU External Representation の基本構図

- 6) Cf. *ibid.*, p. 87.
- 7) *Declaration on the occasion of the fiftieth anniversary of the signature of the Treaties of Rome, March 2007.*
- 8) *ibid.*, III.
- 9) フォンテーヌ, 9 ページ。
- 10) 同上, 10 ページ。
- 11) 同上, 11 ページ。
- 12) Dony, M. は, EU 対外関係の発展過程とそれを支える法的基盤の整備過程との関連を簡潔に整理している。
- 13) Cf. Smith, K. pp. 35-38.
- 14) 参照。岸上慎太郎・田中友義, 219 - 222 ページ。
- 15) 田中俊郎 (1998 年), 189 ページ。
- 16) Nugent, N., p. 55.
- 17) *ibid.*, p. 55.
- 18) *ibid.*, pp. 59-60.
- 19) ニース条約については, 鷲江義勝・久門宏子・山内麻貴子・山本直 (2001 年) が一連の研究において, きわめて詳細かつ実証的な検討を行っている。
- 20) *Laeken Declaration on the Future of the European Union.*
- 21) Presidency Conclusions-European Council Meeting in Laeken, 14 and 15 December 2001, paragraph 3.
- 22) *Laeken Declaration on the Future of the European Union, I Europe at a Crossroads.*
- 23) European Commission (EU@UN) (2012).
- 24) Cf. The Group of Twenty Study Group (2007) and G20 Information Centre.
- 25) 権限配分に関する以下の記述は, 中西 (2012 年) および中村 (2010 年) に大きく依拠している。
- 26) *Laeken Declaration on the Future of the European Union, II Challenges and Reforms in a Renewed Union.*
- 27) 中村民雄, 28 ページ。
- 28) 参照。中西 (2012 年), 93 ページ。
- 29) 専占 (pre-emption) については, 中村 (2010 年), 53 ページ, 注 (24) および中西 (2012 年), 95 ページを参照。
- 30) EU 運営条約第 3 条では, EU が <排他的権限> を有する分野として, 関税同盟, 域内市場の運営に必要な競争法規の定立, ユーロ加盟国の通貨政策, 共通漁業政策のもとでの海洋生物資源保護, 共通通商政策が限定列挙された。つづく第 4 条では <共有権限> の分野として, 域内市場, 社会政策, 経済的・社会的・地域的結束, 農業・漁業, 環境, 消費者保護, 運輸, 欧州横断ネットワーク, エネルギー, 自由・安全・司法領域, 保健・医療・公衆衛生が例示列挙された。なお第 6 条では <支援的権限> として, 人の健康の保護・向上, 産業, 文化, 観光, 教育・職業訓練・スポーツ等, 市民の保護, 行政協力が限定列挙された。
- 31) 中西 (2012 年), 98 ページ。
- 32) Kaczyński, P. M. (2011), p. 6.

33) Kaczyński, P. M. and P. ó Broin (2009), p. 4.

34) 植田 (2011 年), 60 ページ。

35) 同上, 61 ページ。

主要引用・参考文献

植田隆子 (2011 年)「リスボン条約と EU の対外関係 (2009 年 12 月 - 2011 年 1 月)」, 日本 EU 学会編 (2011 年), 所収。

岡村堯 (2010 年)『新ヨーロッパ法』, 三省堂。

金丸輝男編著 (1994 年)『EU とは何か 欧州同盟の解説と条約』, ジェトロ。

金丸輝男編著 (2000 年)『EU アムステルダム条約』, ジェトロ。

岸上慎太郎・田中友義編著 (1989 年)『EC1992 年ハンドブック』, ジャパン・タイムズ。

庄司克宏 (2003 年)『EU 法政策篇』, 岩波書店。

田中俊郎 (1998 年)『EU の政治』, 岩波書店。

田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人編 (2007 年)『EU の国際政治 域内政治秩序と対外関係の動態』, 慶應義塾大学出版会。

田中俊郎 (2007 年)「政府間会議にみる国際政治システムとしての EU」, 田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人編 (2007 年), 所収。

中西優美子 (2011 年)「リスボン条約と EU の対外権限 - CFSP 分野を中心に -」, 日本 EU 学会編 (2011 年), 所収。

中西優美子 (2012 年)『EU 法』, 新世社。

中村民雄 (2010 年)「リスボン条約による EU 対外関係の法と制度の改革」, 森井裕一編 (2010 年), 信山社, 所収。

日本 EU 学会編 (2011 年)『リスボン条約と EU の課題』(日本 EU 学会年報第 31 号), 有斐閣。

フォンテーヌ, パスカル (2011 年)『EU を知るための 12 章』, 駐日欧州連合代表部。

福田耕治 (2011 年)「リスボン条約に至る機構改革と民主的正統性」, 日本 EU 学会編 (2011 年), 所収。

森井裕一編 (2010 年), 『地域統合とグローバル秩序』, 信山社。

鷲江義勝・久門宏子・山内麻貴子・山本直 (2001 年)「ニース条約 (翻訳)(一)」, 『同志社法学』, 第 53 巻第 2 号 (278 号)。

鷲江義勝・久門宏子・山内麻貴子・山本直 (2001 年)「ニース条約 (翻訳)(二)」, 『同志社法学』, 第 53 巻第 3 号 (279 号)。

鷲江義勝・久門宏子・山内麻貴子・山本直 (2001 年)「ニース条約による欧州同盟 (EU) 条約および欧州共同体 (EC) 設立条約の改定に関する考察 (一)」, 『同志社法学』, 第 53 巻第 2 号 (278 号)。

鷲江義勝・久門宏子・山内麻貴子・山本直 (2001 年)「ニース条約による欧州同盟 (EU) 条約および欧州共同体 (EC) 設立条約の改定に関する考察 (二・完)」, 『同志社法学』, 第 53 巻第 3 号 (279 号)。

鷲江義勝編著 (2009 年)『リスボン条約による欧州統合の新展開』, ミネルヴァ書房。

EU External Representation の基本構図

- Dinan, D. (2010) *Ever Closer Union: An Introduction to European Integration, Fourth Edition*, Lynne Rienner.
- Dony, M. (2009) "The EU's External Relations and their Evolving Legal Framework," in Telò, M. ed.
- Emerson, M. and P. M. Kaczyński (2010) "Looking afresh at the External Representation of the EU in the International Arena, post-Lisbon," *CEPS Policy Brief*, No. 212/July 2010.
- Emerson, M., R. Balfour, T. Corthaut, J. Wouters, P. M. Kaczyński and T. Renard (2011) *Upgrading the EU's Role as Global Actor: Institutions, Law and the Restructuring of European Diplomacy*, Centre for European Policy Studies.
- Fontaine, P. (2010) *Europe in 12 lessons*, European Union.
- Kaczyński, P. M. and P. 6 Broin (2009) "Two New Leaders in Search of a Job Description," *CEPS Policy Brief*, No. 200/25 November 2009.
- Kaczyński, P. M. et al. (2010) "Lisbon five months on: Surveying the New EU Political Scene," *EPIN Commentary*, No. 5/29 April 2010.
- Kaczyński, P. M. (2011) "Swimming in Murky Waters: Challenges in Developing the EU's External Representation," *FIIA Briefing Paper*, 88 • September 2011.
- Nugent, N. (2010) *The Government and Politics of the European Union, Seventh Edition*, palgrave.
- Smith, K. (2008) *European Union Foreign Policy in a Changing World, Second Edition*, Polity Press.
- Telò, M. ed. (2009) *The European Union and Global Governance*, Routledge.
- Wouters, J., J. Odermatt and T. Ramopoulos (2011) "The Status of the European Union at the United Nations after the General Assembly Resolution of 3 May 2011," *Global Governance Opinions July 2011*, Leuven Centre for Global Governance.
- The Group of Twenty Study Group (2007) *The Group of Twenty: A History*.
G20 Information Centre, University of Toronto.
- Declaration on the occasion of the fiftieth anniversary of the signature of the Treaties of Rome, March 2007.*
- European Council-The President (3 May 2011) *Statement by Herman Van Rompuy, President of the European Council, on the participation of the EU in the Work of the UN*, Brussels, PCE 103/11.
- European Commission (European Union@United Nations) (3 May 2011) *Statement by EU Council President Van Rompuy on the participation of the EU in the Work of the UN*.
- European Commission (EU@UN News Alert) (3 May 2011) *EU HR Ashton pleased with Adoption of UN General Assembly Resolution in the EU's participation in the Work of the UN*.
- European Commission (EU@UN) (2012) *The EU at the G8 Summit in Camp David: Questions and Answers*, 17 May 2012.
- Council of the European Communities and the Commission of the European Communities (1992) *Treaty on European Union*.
- Consolidated versions of the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union*, Official Journal of the European Union, 2008/C 115/01.
- Presidency Conclusions-European Council Meeting in Laeken, 14 and 15 December 2001.

社会イノベーション研究

- Laeken Declaration on the Future of the European Union*, Presidency Conclusions-European Council Meeting in Laeken, 14 and 15 December 2001, Annex I.
- European Commission/External Relations DG RELEX/B2-Treaties Office (07/07/2011) *European Union Membership at International Organisations*.
- European Commission/External Relations DG RELEX/B2-Treaties Office (07/07/2011) *Annotated Summary of Multilateral Agreements to which the European Union is a Contracting Party*.
- European Commission/External Relations DG RELEX/B2-Treaties Office (07/07/2011) *Annotated Summary of Bilateral Agreements between, on the one part, the European Union, the former European Community or EURATOM, and, on the other part, Third States or International Organisations*.
- European Commission/External Relations DG RELEX/B2-Treaties Office (07/07/2011) Data Base, *List of Bilateral/List of Multilateral*.
- United Nations General Assembly A/RES/65/276 (10 May 2011) Resolution adopted by the General Assembly 65/276. *Participation of the European Union in the work of the United Nations*.
- United Nations General Assembly GA/11079 (3 May 2011) *General Assembly, in recorded vote, Adopts Resolution Granting European Union Right of Reply, Ability to Present Oral Amendments—Delegates also Designate 30 July International Day of Friendship, Sixty-fifth General Assembly Plenary*.
- UN News Centre (3 May 2011) *General Assembly designates friendship day and grants EU higher participation status*.

(おおくま・ひろし = 本学教授)

付記：本稿は，成城大学特別研究助成による研究成果の一部である。

EU External Representation の基本構図

Competences of the European Union according to the Lisbon Treaty, and participation of EU institutions in related international organizations and conventions

Competences	Organizations, Conventions	Status of EC & Member States
Foreign, security and defence policies (including general political affairs)	UN General Assembly	EC observer; MS as members
	UN Security Council	2 permanent MS+ rotating
	OSCE	EC observer, MS as members
	NATO	24 MS as members
	Non-Proliferation Treaty	EAEC signatory & MS
	Council of Europe	EC observer, MS as members
	G7/8/20	EC participant, some MS
1. Exclusive (Article 3)		
a. Customs union	World Customs Org. (WCO)	Member
b. Competition policy	World Intellect. Property Org.(WIPO)	Observer
c. Monetary policy (for eurozone)	IMF	ECB observer, MS as members
	Bank for International Settlements (BIS)	ECB on Board, some MS
	OECD	EC observer, 21 MS as members
d. Fisheries & marine biological policies	Convention on Fishing and Conservation of the Living Resources of the High Seas	EC & MS as members
	UN Conference on Highly Migratory Fish	EC & MS as members
	Multiple regional fisheries organizations: Mediterranean, NE Atlantic, NW Atlantic, SE Atlantic, Antarctic, Western and Central Pacific	EC Member & some MS
	Organizations for species: tuna, salmon	EC signatory & some MS
e. Trade policy	WTO	EC & MS as members
	UN Comm.on Internat.Trade Law (UNCITRAL)	EC observer, some MS as members
2. Shared (Article 4)		
a. Internal market	International Standards Organization (ISO)	EC cooperation, MS as members
	Codex Alimentarius Commission	EU & MS as members
b. Social policy	International Labour Organization (ILO)	EC observer, MS as members
c. Cohesion (regional)		
d. Agriculture and forestry	FAO	EC & MS as members
	International Fund for Agricultural Develop.	EC observer, MS as members
	Multiple product organizations: Olive oil, Sugar, Cocoa, Coffee, Jute, Tropical Timber, Rubber, Grains, New varieties of plants	EC & some MS as members
e. Environment	UN Environmental Program	EC observer, some MS as members
	UN FCCC (climate change)	EC & MS as members
	Kyoto Protocol	EC & MS as members
	UN Conference on Environmt. and Develop.	EC & MS as full participants
	Convention on Law of the Sea (UNCLOS)	EC & MS as members
	International Tribunal of the Law of the Sea	EC & MS as members

社会イノベーション研究

	International Seabed Authority	EC & MS as members
	Protection Marine Environmt. of N. Atlantic	EC & 12 MS as members
	Protection of the Danube River	EC & 6 MS as members
f. Consumer protect.	–	–
g. Transport	International Civil Aviation Organiz. (ICAO)	EC observer, MS as members
	International Maritime Organization (IMO)	EC observer, MS as members
	Eurocontrol	EC & 21 MS as members
h. Trans-Eur. Networks	–	–
i. Energy	International Atomic Energy Agency (IAEA)	EC observer, MS as members
	International Energy Agency (IEA)	EC participates; 17 MS as members
	Energy Charter Treaty	EC and MS as members
j. Freedom, security and justice	International Court of Justice (ICJ)	–
	International Criminal Court (ICC)	EU cooperation agreement
	European Convention of Human Rights	EU & all MS as acceding parties
	UN High Commission for Refugees	EC observer, MS as members
	World Conf. against Racism, Racial Discrim.	EC & MS as full participants
	Fourth World Conf. on Women	EC & MS as full participants
	UN Convention Against Illicit Traffic of Drugs	EC & MS as full members
	UN Convention Against Transnational Crime	EC & MS as full members
k. Public health, safety	–	–
l. Research, Technology, Space	International Telecommunications Union (ITU)	EC sector memb., MS as members
	Outer Space Treaty	EC observer, most MS as members
	World Summit on the Information Society	EC & MS as full participants
	International Fusion Energy Org. (IFETR)	EAEC member, no MS
	Science and Technical Center in Ukraine	EAEC & EC member, no MS
m. Development and humanitarian aid	World Bank	–
	World Food Programme (WFP)	EC & many MS as donors
	UNDP	EC observer, MS as members
	UNCTAD	EC observer & partial member
	World Summit on Sustainable Development	EC & most MS as full participants
	UN Conference on Least Developed Countries	EC & most MS as full participants
	World Food Summit	EC & most MS as members
3. Coordination (Article 5)		
a. Economic policies	EBRD	EEC & MS as shareholders
	OECD	EC observer, 21 MS as members
b. Employment policies	ILO	EC observer, MS as members
c. Social policies	ILO	EC observer, MS as members
4. Supplementary (Article 6)		
a. Human health	World Health Organization (WHO)	EC observer, MS as members
	UN Population Fund (UNFPA)	EC observer, MS as members

EU External Representation の基本構図

b. Industry	UN Industrial Development Org. (UNIDO)	Partnership; most MS as members
	Multiple Organizations for commodities: Nickel, Copper, Lead and Zinc	EC & some MS as members
c. Culture	UNESCO	EC observer, MS as members
d. Tourism	UN World Tourism Organization	Most MS as members
e. Education, training, youth, sport	UNESCO	EC observer, MS as members
	UNICEF	EC observer, MS as members

Source: Emerson, M. and P. M. Kaczyński (2010), pp. 4-5.